

財団法人まちみらい千代田
平成17年度第1回理事会議事録

1 日 時

平成17年4月1日（金） 午後4時から午後4時40分

2 場 所

ちよだプラットフォームスクウェア5階505～6会議室（千代田区神田錦町3-21）

3 理事現在数 16名

4 出席者及び欠席者

(1) 出席理事（15名）

理事 岩本房幸、理事 長田貴雄、理事 川崎侑孝、理事 北澤悦子、
理事 窪田文弘、理事 西郷之厚、理事 佐藤喜子光、理事 高橋陽子、
理事 中島典夫、理事 平出信人、理事 林勇、理事 堀田康彦、
理事 松岡忠男、理事 師岡文男、理事 山田秀貴

(2) 委任状提出者（1名）

理事 小嶋勝衛

(3) その他の出席者

事務局長 櫻井秋楽、事務局次長 石嶋光代

5 議 題

- (1) 議案第1号 財団法人まちみらい千代田理事長の選任について
- (2) 議案第2号 財団法人まちみらい千代田副理事長の選任について
- (3) 議案第3号 財団法人まちみらい千代田常務理事の選任について
- (4) 議案第4号 財団法人まちみらい千代田評議員の選任について
- (5) 議案第5号 財団法人千代田区街づくり推進公社規程の題名等を改める規程他1件の制定及び財団法人千代田区街づくり推進公社役員の報酬等に関する規程他6件の一部改正について
- (6) 追加議案 財団法人まちみらい千代田役員の報酬額について
- (7) 報告事項 財団法人まちみらい千代田寄附行為及び平成17年度事業計画・収支予算について
- (8) 報告事項 財団法人まちみらい千代田ロゴマークについて

6 開会、仮議長及び議事録署名人の選任

開会に先立ち事務局から、平成17年3月25日開催の平成16年度第7回評議員会において、同年3月31日をもって全理事が辞任したことに伴い、新たな理事候補者1

6名全員が選任されたこと、本日主務官庁から寄附行為変更申請が認可されたこと及び本理事会の開催趣旨説明があった。次に、この時点では議長が不在であるため、事務局から仮議長に中島典夫理事を選任したい旨を諮り、全員一致で了承し、中島典夫理事も承諾した。

仮議長は、定足数について、事務局に出席者の報告をさせ、寄附行為第27条の規定に定める定足数を満たしていることを確認し、理事会が有効に成立している旨を報告した。引き続き、本理事会の議事録署名人として仮議長から、平出信人理事と松岡忠男理事の2名を指名したい旨を諮ったところ、満場一致の賛成があったので、両理事を指名し、本人もこれを承諾した。直ちに議案の審議に入った。

7 議事の経過及び結果

(1) 議案第1号 財団法人まちみらい千代田理事長の選任について

仮議長から、不在である理事長の互選を行いたい旨を諮った。互選の方法については「指名推薦」の方法により行いたい旨の提案があり、全員異議なくこれを承認した。会場から長田貴雄氏が適任である旨の提案があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決し、本人も就任を承諾した。

(2) 議案第2号 財団法人まちみらい千代田副理事長の選任について

理事長の選任が終了したので、寄附行為第26条の規定に基づき、仮議長から新理事長の長田貴雄氏が議長となって、議事の進行を行った。

互選の方法については、議長から「指名推薦」の方法により行いたい旨の提案があり、全員異議なくこれを承認した。会場から川崎侑孝氏と窪田文弘氏が適任である旨の提案があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決し、両氏も就任を承諾した。

(3) 議案第3号 財団法人まちみらい千代田常務理事の選任について

互選の方法については、議長から「指名推薦」の方法により行いたい旨の提案があり、全員異議なくこれを承認した。会場から松岡忠男氏が適任である旨の提案があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決し、本人も就任を承諾した。

(4) 議案第4号 財団法人まちみらい千代田評議員の選任について

事務局から、3月31日をもって全評議員が辞任したことに伴い、新たな評議員候補者20名を寄附行為第31条第3項の規定により理事会で選任し、理事長が委嘱する旨の説明提案があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(5) 議案第5号 財団法人千代田区街づくり推進公社規程の題名等を改める規程他1件の制定及び財団法人千代田区街づくり推進公社役員の報酬等に関する規程他6件の一部改正について

配付資料に基づき、事務局から次のように詳細な説明を行った。

新たに制定する「規程の題名等を改める規程」は、3 公社が統合し、当公社が存続する財団法人となって、新法人「財団法人まちみらい千代田」として設立するため、規程は当公社のものがそのまま継続することになるが、現在有効な当公社名の各規程を、この規程の制定によって、題名をまとめて改正するものである。

新たに制定する「処務規程」は、附則の第 2 項にあるように、現行の「組織規程」、「社印規程」、「事案の決定規程」及び「文書管理規程」の 4 つを「処務規程」としてまとめたものである。新法人の組織は、これまでは「課」を単位としていたが、今後は「チーム」を単位とし、総務チーム以下 6 つのチームを置くことにしたものである。

「役員報酬等に関する規程」では、理事長を含め民間からの理事就任を予定しており、このため理事長は民間から迎えることを前提とした報酬月額に変更し、副理事長以下の報酬月額は、区の退職職員を想定した報酬月額以外の報酬を支出できるよう、理事長と民間からの副理事長以下の理事との報酬額のバランスをとるため、第 2 条第 2 項の報酬月額に上限を設ける規定を削除することにした。また、常勤に限らず、非常勤ではあるが新法人の業務に携わる理事にも、この規定を適用できるようにした。第 4 条では、期末手当の支給はこれまで公社職員の例により、計 3. 5 5 月分を支給してきたが、改正案では、区長以下の区の特別職と同様に、計 3. 8 0 月分を支給することにしたものである。

「評議員の費用弁償に関する規程」では、これまでは学識経験者とそれ以外の方とで報酬額に差を付けていたが、これを改めて全員同額としたものである。

「職員の給与に関する規程」では、これまでは職員の給料は事務職だけを対象としてきたが、4 月 1 日付の職員の人事異動では、業務職職員もその予定となっているため、業務職の給料に関する規程を加えたものである。

「財務規程」では、平成 1 7 年度予算において収支予算の支出科目を変更したことに伴い、その勘定科目を改めるものである。

これらの理由により、寄附行為第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、それぞれ提案したい旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(6) 追加議案 財団法人まちみらい千代田役員の報酬額について

「役員報酬等に関する規程」第 2 条第 2 項の規定に基づき、特別な実務経験、実績等を有している役員の報酬額として、窪田文弘副理事長については、金融機関における豊富な経験や、街づくり推進公社副理事長時の新法人設立実現等の実務経験に鑑み、報酬月額を 6 0 万 1 千円とし、また佐藤喜子光理事は、大手旅行会社や大学教授を務め、観光事業の実務経験があり、新法人の観光行政に関する非常勤理事として就任することから、報酬額を 2 2 万 7 千円として、それぞれ事務局から提案したい旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(7) 報告事項 財団法人まちみらい千代田寄附行為、平成 1 7 年度事業計画・収支予算及び財団法人まちみらい千代田ロゴマークについて

寄附行為の主な改正点、平成 1 7 年度事業計画の主なもの及び財団法人まちみらい千

代田のロゴマークのコンセプトと、そのイメージについて、事務局から配付資料を基に詳細な報告を行った。

なお、その際、次のような質疑応答があった。

- 財団法人まちみらい千代田のロゴマーク中にある英文表記が、正式な新法人の英語表記となるのか。

(事務局)

正式な英文表記であり、今後英文で表記する場合に使用していく。

8 その他

事務局から、本日午後6時からちよだプラットフォームスクウェア1階において新法人の設立記念式典を開催するため、各理事に出席をお願いし、次回の理事会は5月下旬に開催を予定していることを伝えた。

9 閉会

以上をもって全ての議題の審議を終了したので、午後4時40分に議長は閉会を宣言し、解散した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人2名がこれに署名、押印する。

平成17年4月1日

財団法人まちみらい千代田
平成17年度第1理事会

議 長 長 田 貴 雄 ⑩

議事録署名人 平 出 信 人 ⑩

議事録署名人 松 岡 忠 男 ⑩